

Bryman, A., S. Becker and J. Sempik, 2008, "Quality Criteria for Quantitative, Qualitative and Mixed Methods Research: A View from Social Policy," *International Journal of Social Research Methodology*, 11(4): 261-276.

（ブライマンほか「定量的・定性的および混合研究法の質の規準——社会政策の見方」）

#### はじめに（pp.261-263）

- 社会調査の質やその規準という論点は、近年の方法論に関する議論のなかでますます重要になりつつある。
  - 定量的研究と異なり、質の規準についての意見の一致があまり見られない定性的研究がこの25～30年間にかけて増加していることが、研究の質の規準についての関心が増していることの1つの理由。
- 社会調査をおこなう人びとのあいだでは、社会調査の質の規準についてどのような見方が保持されているかについてほとんど研究されてこなかった。
  - 本稿では、イギリスの社会政策研究者を対象に、研究者集団のなかで研究の質というものがどのように概念化されているのかを探ることを目的とした混合型研究の知見を報告する。
  - 具体的には、以下の4つのリサーチクエスチョンに基づいて得られた知見を示す。
    - 社会政策研究者は、どのような定量的な研究の規準が定量的研究に適していると考えているか。
    - 社会政策研究者は、どのような定量的な研究の規準が定性的研究に適していると考えているか。
    - 社会政策研究者は、どのような定性的な研究の規準が定性的研究に適していると考えているか。
    - 社会政策研究者は、どのような規準が混合研究法に適していると考えているか。

#### 研究方法（pp.263-264）

- ウェブ調査
  - インターネット調査を提供する事業者を利用して調査を設計、調査URLをイギリス社会政策学会の会員ら800～900名に回付。質問項目の多くが社会政策研究に関連する質に関するもの。
  - すべての質問に回答したのが251名。回答者の83.1%が社会政策の研究に5年以上携わっていると回答。79.6%が大学での研究に従事、8.4%が大学の外部で雇用されている研究者、「政策策定者」が1.2%、「実践家」が1.6%。

- 電話インタビュー
  - ウェブ調査においてインタビューを受ける意思を示した 28 名が対象。本稿で示す知見は、とくに混合研究法の規準に関する質問から得られたもの。

#### 定量的研究の規準（pp.264-265）

- 定量的な社会政策研究に適用されるべき規準（表 1）
  - 妥当性<sup>1</sup>と信頼性<sup>2</sup>の規準が適用されるべきとする回答は多数。再現可能性（replicability）<sup>3</sup>と一般化可能性（generalisability）<sup>4</sup>については不確実性が大きい。

表1

	実数 (n = 251)	%
妥当性	226	90.0
信頼性	215	85.7
再現可能性	151	60.2
一般化可能性	178	70.9

- 自由回答では、その他の規準として、手続きの明確さや透明性、リサーチクエスションと適合していること、広範囲の読み手（constituency）にとって理解できかつ関連があること、などがくりかえし言及される。
  - 多くの社会政策研究者にとって、政策の影響を受ける一般市民（end-user）が研究プロセスのすべての段階に関与することが重要であり、このことが一般市民らとの関連性や接近可能性を研究に要請するという点で、最後にあげた規準は積極的に特徴づけることができる。

#### 定性的研究の規準（pp.266-268）

- 定性的研究に適用されるべき伝統的な定量的研究の規準（表 2）
  - 再現可能性と一般化可能性の規準を適用すべきという回答は少ない。

<sup>1</sup> ここでとりあげられている調査の結果をまとめた別のレポートには、それぞれの規準の定義が記されている。ここでの妥当性とは、データと概念化とのあいだの一致の程度のことである。Becker, S., Bryman, A. and Sempik, J., 2006, *Defining 'Quality' in Social Policy Research: Views, Perceptions and a Framework for Discussion*, Lavenham: Social Policy Association を参照。以下、質の規準の定義に関して注釈をつける際は、すべてこの文献を参照している。

<sup>2</sup> ここでの信頼性とは、計器が複数回使われた場合に観察が一貫している程度のこと。

<sup>3</sup> ここでの再現可能性とは、調査が再現できる程度のこと。

<sup>4</sup> ここでの一般化可能性とは、得られた知見を、まだ研究されていない他の類似する事例に一般化できる程度のこと。

- 定性的研究と定量的研究のどちらの場合でも、研究者としての経験年数がより長い回答者ほど、質の規準として一般化可能性をより支持する傾向にあった。さらに、知識の蓄積よりも、政策や実践への研究の利用に価値をおく回答者ほど、再現可能性を質の規準として支持する傾向にあった。

表2

	実数 (n = 251)	%
妥当性	190	75.7
信頼性	142	56.6
再現可能性	80	31.9
一般化可能性	77	30.7

- 定性的研究に適用されるべき伝統的な定性的研究の規準（表3）<sup>5</sup>
  - 信憑性（credibility）<sup>6</sup>と確認可能性（confirmability）<sup>7</sup>は多くの回答者が支持。他方、転用可能性（transferability）<sup>8</sup>と確実性（dependability）<sup>9</sup>を支持する回答者は少数。

表3

	実数 (n = 251)	%
信憑性	199	79.3
転用可能性	111	44.2
確実性	101	40.2
確認可能性	163	64.9

- 自由回答では、他の規準として、明確さと透明性、ユーザーとの関連性とユーザーの関与、反省的であることなどが言及される。
  - 少数の回答者は、定量的研究と定性的研究で異なる規準を用いることに反対。

### 混合研究法の規準（pp268-274）

- 定量的研究と定性的研究を組み合わせた研究の質の規準（表4・5）
  - 伝統的な規準と新しい規準（＝定性的研究の規準）の組み合わせが適切と答えた回答者が大多数。
  - 定量的な要素と定性的な要素に異なる規準を用いるべきと答えた回答者が多数。

<sup>5</sup> 次の文献を参照してこれらの基準を設定している。Lincoln, Y. S. and Guba, E., 1985, *Naturalistic inquiry*, Beverly Hills, CA: Sage. なお、それぞれの規準を訳出する際には次の文献を参照した。Flick, U., 1995, *Qualitative Forschung*, Reinbek bei Hamburg: Rowohlt Taschenbuch Verlag GmbH. (小田博志・山本則子・春日常・宮地尚子, 2002, 『質的研究入門——〈人間の科学〉のための方法論』春秋社, 284-285.)

<sup>6</sup> ここでの信憑性とは、一連の知見が信用できる程度のこと。

<sup>7</sup> ここでの確認可能性とは、研究者が個人的な価値観を過度に差しはさむことを容認しない（チェックする）程度のこと。

<sup>8</sup> ここでの転用可能性とは、一連の知見がそれが得られたのとは異なる状況と関連している程度のこと。

<sup>9</sup> ここでの確実性とは、一連の知見がその調査が実施されたときとは異なる時間において関連している程度のこと。

表4

	実数 (n = 240)	%
伝統的な定量的研究の質の規準 (妥当性, 信頼性, 再現可能性, 一般化可能性)	22	9.2
新しい定性的研究の質の規準 (信憑性, 転用可能性, 確実性, 確認可能性)	15	6.3
伝統的な規準と新しい規準の組み合わせ	197	82.1
その他の規準	6	2.5

表5

	実数 (n = 226)	%
両方の要素に同じ規準を用いる	53	23.5
各要素で異なる規準を用いる	173	76.5

- インタビューでは、混合研究法の規準として以下のようなことがくりかえし言及された。
  - リサーチクエスチョンとの関連性：混合研究法はリサーチクエスチョンと関連している場合のみ適合的であるという見方が多数を占めた。他方、もし研究者が政策に影響を与えることを指向するならば、政府のグループに内在する偏りによって、定量的研究が必要になると述べる者も。
  - 透明性：すべての研究にとって透明性は重要な質の規準であり、混合研究法にとってもそれは例外ではないという文脈で述べられる。
  - 混合研究の知見を統合する必要性：研究における異なる要素が統合されている程度や方法によって混合研究法の質は判断されるべきとされる。
  - 混合研究法を用いる理論的根拠：定量的方法と定性的方法の両方を用いる根拠を明示する必要があるとされる。

#### 結論 (pp.274-275)

- 本稿で示した質の規準は抽象的なものであり、とくに公刊された研究成果の質の識別に関するもの。
  - みずからの仕事について判断するなかで行使されるものではない。
- 定量的研究の規準として再現可能性への支持が少なかったという点は、しばしば再現可能性が透明性と直接的に結びつけられることを踏まえれば、驚くべきこと。
- 定性的研究の規準として一般化可能性や転用可能性への支持が少なかったという点は、複数の集団や状況に知見を一般化できるかという論点が、社会政策研究者のあいだでの主要な関心事でないことを示唆している。